（五）　材料の種類の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによること。

イ　ガラス製卓上用魔法瓶において、中瓶のガラスについては、常温における膨張係数が〇・〇〇〇〇六五以上のガラスを使用している場合にあっては「ソーダ石灰ガラス」の用語、常温における膨張係数が〇・〇〇〇〇六五未満のガラスを使用している場合にあっては「ほうけい酸ガラス」の用語を用いてそれぞれ表示すること。ステンレス製携帯用魔法瓶において、内瓶については「ステンレス鋼」の用語を用いて表示すること。

ロ　胴部、蓋、コップ、口金、中栓及び揚水パイプについては、消費者が理解しやすいように適切に表現をした上で、主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が次に掲げる材料の名称を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる名称を示す用語を用いて表示し、合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。なお、めっき、塗装等を施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記することができる。

（1）　鋼
（2）　ステンレス鋼
（3）　銅
（4）　黄銅
（5）　アルミニウム

備考　「鋼」とは、ステンレス鋼以外の鋼をいう。

（六）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ　火のそばに置かない旨（外装の材料に合成樹脂を用いたものに限る。）。

ロ　中栓及び蓋は確実に閉めて使用する旨。

ハ　熱いものを入れて使用する場合には、横転させて中身が流れ出ないように注意する旨（ガラス製卓上用魔法瓶に限る。なお、横転させても中身が流れ出ないものを除く。）。

ニ　飲み物は中栓下端より少なめに入れる旨（ステンレス製携帯用魔法瓶に限る。）。

ホ　子供のいたずらに注意する旨。

ヘ　丸洗いをしない旨（ただし、丸洗いできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する。）。

ト　ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨。

チ　熱い飲料物の保温用途での使用を禁止する旨（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る。）。

（七）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（八）　表示は、魔法瓶ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、下げ札又はラベル若しくは取扱説明書の貼付け等本体から容易に離れない方法により行うこと。

十六　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣

（一）　材料（革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した、コート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣（以下「衣料」という。）のうち裏地がついているものにあっては、裏地に使用したものを除く。以下同じ。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる材料の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において二種類以上の材料を使用した革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造し、又は加工した衣料にあっては、その使用した部分ごとにその部分を示す名称を付して、使用した材料の種類を表示すること。また、製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の規定に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示すること。

材料の種類	材料の種類を示す用語
革	
牛の革	牛革
羊の革	羊革
やぎの革	やぎ革
鹿の革	鹿革
豚の革	豚革
馬の革	馬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革	合成皮革

備考　合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

（二）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること（特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱方法を具体的に表示すること。）。

イ　色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。

ロ　保存、手入れ方法に関する注意事項。

ハ　アイロン掛けに関する注意事項。

（三）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を表示すること。ただし、革製の衣料（表面の面積のうち革の割合が百パーセントを占める縫製品に限る。）については、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号に代えて、経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を付記することができる。

（四）　表示は、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、下げ札又はラベルの縫い付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

十七　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋

（一）　材料（革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋のうち裏地がついているものにあっては、裏地に使用したものを除く。以下同じ。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる材料の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の材料を使用した手袋については、その使用した部分ごとにその部分を示す名称を付して、使用した材料の種類を表示すること。また、製品の一部として繊維を使用したものについては、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の規定に準じてその繊維の組成を表示すること。

材料の種類	材料の種類を示す用語
革	
牛の革	牛革
馬の革	馬革
豚の革	豚革
ペッカリーの革	ペッカリー革